

# 静岡の森を育てよう！

## 平成 29 年度

### 「静岡ひのき・杉の家」推進事業

### 内装材プレゼント

## <ご 案 内>



お申込・お問い合わせ・ご相談先

静岡ひのき・杉の家推進事業担当事務局  
〒420-0011 静岡市葵区安西 2 丁目 21 番地  
(静岡木材業協同組合内)  
TEL(054)271-7288・FAX(054)271-7268

### オクシズ材活用協議会

静岡市森林組合、井川森林組合、清水森林組合、静岡木材業協同組合、清水港木材協同組合

静岡製材協同組合、静岡大工建築業協同組合、清水建築組合

(社) 静岡県建築士会 中部ブロック

ホームページ：<http://www.siz-sba.or.jp/chikizai/>

e-mail：[chikizai@siz-sba.or.jp](mailto:chikizai@siz-sba.or.jp)

# 静岡ひのき・杉の家推進事業 内装材プレゼント事業

今まで森林は、私たちに様々な恩恵を与えてくれました。

『美味しい水』『新鮮な酸素』『食物』『木材』…数え上げればキリがありません。

また一方では、地球温暖化防止や治水効果を発揮し、私たち人間を守ってきました。

しかし、昔から続いてきた森林の恩恵が、21世紀の今、無くなるようとしています。

木材需要が落ち込み森の手入れをやめてしまう人が現れてきたのです。森から伐り出され木材が使われることにより森を手入れしていくことができるのです。

だから、私たち「オクシズ材活用協議会」は、家を建てる人に『地域のひのき・杉の内装材』を無償で提供し、『静岡ひのき・杉の家づくり』を応援します。

この事業を通じ、皆さんに地域材に関する理解を深めてもらい、地域の木材を使うことで静岡市の森林の公益的機能の維持につながることを知っていただきたいのです。

この事業は、地元の森林業者や、製材所、大工・工務店、建築士並びに静岡市との連携により推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1、事業内容

本事業は地域材を活用して住宅を建築する方を対象に市産材の内装材をプレゼントするものです。

☆提供するのは → 地域のひのき又は杉の床・羽目（JAS規格を準用）です。

☆規格寸法は → 7.5cm から 15cm 幅 12・15・30mm 厚板で、長さ 3m 又は 4m です。

☆提供数量は → 年間でおおむね 130 棟です。

応募申請は年度事業費終了まで随時受け付けます。

申込締切；毎月原則第1・第3金曜日

☆提供する内装材は → 1棟あたり金額換算で10万円以内です。

※建築する住宅において実際に内装材として使用する本数とします。

<提供する内装材の単価；H29.4.1現在>

(単位；mm、円)

品名	樹種	等級	加工	規格 (単位：mm)	単価	備考
床	杉	一等	本実	3,900×150×30 (3入)	10,800	1.755 m <sup>2</sup>
	桧	一等	本実	3,900×110×15 (8入)	16,200	3.432 m <sup>2</sup>
羽目	杉	上小	本実 目透し	3,900×105×12 (8入)	15,120	3.276 m <sup>2</sup>
	桧	一等	本実 目透し	3,900×75×12 (11入)	12,857	3.218 m <sup>2</sup>
	桧	一等	本実 目透し	2,900×75×12 (15入)	12,500	3.263 m <sup>2</sup>

## 2、申込みの条件 / 次の4つの条件をいずれも満たしている場合に申し込みできます。

- ① 施工は、市内で営業する、大工・工務店によって行われること。
- ② 市内に住宅を新築、建替えまたは増改築をし、居住すること。  
(昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断により補強が必要と診断された住宅の建替  
に関しては優先して受付けます。)
- ③ 提供された内装材は、申請した建築現場以外では使用しないこと。
- ④ 協議会の要請があれば建築現場を見学会など展示PRの場として提供が可能であること。

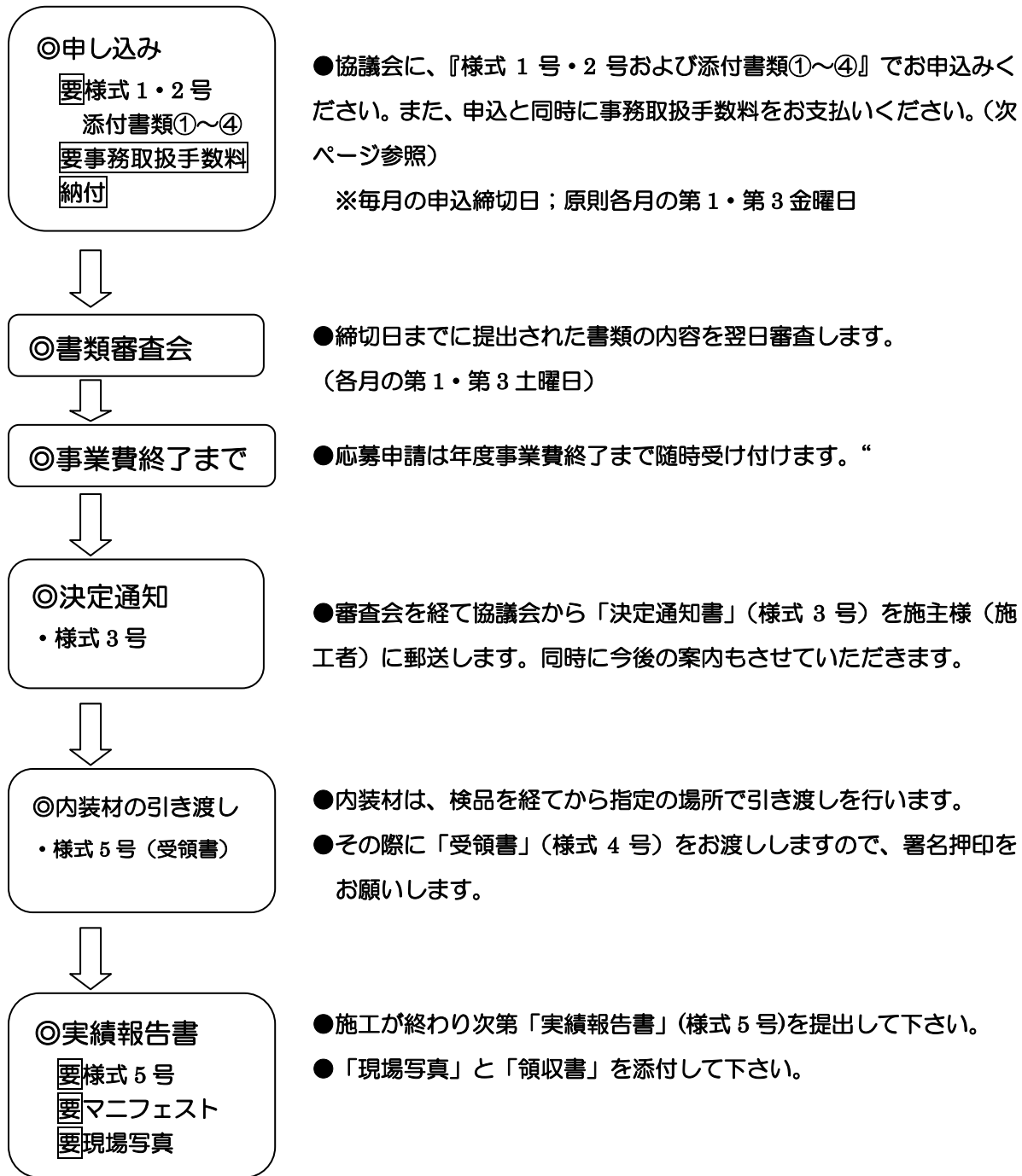
## 3、申込みに必要な書類等

- 様式1号(内装材の提供についての申請及び確認書)
- 様式2号(内装材申請内訳書)
- 添付書類；①建築主を公的に証明できる書類 (例) 建築確認通知書1面の写しまたは固定資産税納付書の写し  
②内装材の申請内容が、解る図面を提出してください。  
③建築現場案内図(ゼンリン地図など)  
④建築請負契約書(写)または領収書

## 29年度事業予定表

棟数	毎月	15棟(年間130棟程度)
申込締切日	毎月	第1・3金曜日
審査会開催日	毎月	第1・3土曜日

## 4、手続きの流れ



注) 施工の途中で、申し込みの条件を満たさなくなった場合または使用する内装材の数が減った場合などは、速やかに報告してください。  
その他、詳細についてはオクシズ材活用協議会にお問い合わせください。

### 事務取扱手数料

一物件につき、下記手数料(施工業者)が必要となります。

協議会会員	5,000円	申込時に支払い
上記以外の方	10,000円	申込時に支払い